

京都府の支援情報

休業要請協力先への支援給付金

新型コロナウイルス感染症が拡大する中、京都府は「新型コロナウイルス感染症拡大防止のための京都府における緊急事態措置」を令和2年4月17日に公表し、施設の休止及び営業時間の短縮の要請や協力依頼を行いました。要請等の対象となる施設を運営されている方で、要請等に全面的に協力いただいた中小企業・団体及び個人事業主の皆様に対して、「京都府休業要請対象事業者支援給付金」を支給します。

支給対象

休業要請に応じて、4月18日(遅くとも4月25日)から5月6日まで休業や営業時間の短縮を行った中小企業・団体、個人事業主
※常用の従業員100人以下の団体も対象

支給額

中小企業・団体 : 20万円 個人事業主 : 10万円

受付期間

5月7日(火)～6月15日(月)まで

申請方法

郵送、又は、パソコンやスマートフォンから申請
<http://www.pref.kyoto.jp/sanroso/news/coronavirus-kyuhukin.html>
支援給付金の専用コールセンターも開設
☎ 075-706-1300 (平日 9:00～17:00)



新型コロナウイルス対策企業等緊急応援補助金

- ① 宅配事業にチャレンジする飲食店が合同で包装容器購入、配送を行うなど、企業同士が連携して助け合う取組(企業グループ支援)
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた府内文化芸術団体等が行う文化芸術活動の継続・再開に向けた取組(文化活動継続支援)
- ③ 農林水産事業者等が行う事業継続・売上回復につながる取組 等

※詳細は次ページ

企業グループ 2/3(上限:20万×事業者数+共通経費※)

※ 2社～4社10万円、5社～9社50万円、10社以上100万円

農林水産業者、文化芸術関係者等 2/3(上限20万円)

①

(公財)京都産業21 事業支援部 販路開拓グループ
☎ 075-315-8590

②

文化芸術関係者支援相談窓口
☎ 075-414-5549 ✉ soudan.bungei@pref.kyoto.lg.jp

③

各京都府農業改良普及センター、家畜保健衛生所、
森林技術センター、水産事務所

①企業グループ支援 – “助け合いの輪”推進–

- 宅配事業にチャレンジする飲食店が合同で包装容器購入、配送を行うなど、企業同士が連携して助け合う取組を支援
- 2以上の事業者によるグループ(組合も可能)
- あらゆる業種が対象となります。
- 共同で行う取組(必須)と、関連する各々の新たな取組の両方が支援対象となります。
- 補助上限額 20万円×事業所数+ 10万円(2~4事業者の場合)
50万円(5~9事業者の場合)
100万円(10~事業者の場合)
- 補助率2/3(但し、1グループ最大500万円)

企業グループ支援相談窓口

相談先

公益財団法人京都産業21 事業支援部 販路開拓グループ

☎ 075-315-8590 ✉ market@ki21.jp

募集期間

5月7日(木)から6月30日(火)

②京都府文化活動継続支援補助金

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、文化活動を自粛・縮小せざるを得ない状況に置かれている方々の活動継続に向けた取組を支援
補助率2/3(上限20万円)

文化芸術関係者支援相談窓口

展覧会・公演等の中止・延期が相継ぐ中、仕事がなく深刻な状況に直面していたり、文化芸術活動ができずに悩んでいる芸術家等を対象に、活動の継続や再開のための支援制度の紹介、伴走支援を実施

期間

4月30日(木)から(平日 9:00~17:00)

相談方法

☎ 075-414-5549 ✉ soudan.bungei@pref.kyoto.lg.jp

中小企業緊急経営支援コールセンター

中小企業等の経営相談や支援制度の案内などを専門家が無料で行う緊急相談窓口を開設
(フリーダイヤル(府内限定)、休日も対応、メールでの相談も可能)

設置期間

5月1日(金)~当分の間(平日・休日 9:00~17:00)

設置場所

(公財)京都産業21 お客様相談室

相談体制

中小企業診断士と京都産業21の職員が常駐

相談先

☎ 0120-555-182 ✉ keieicall@ki21.jp